

9

貸付

大阪府生活福祉資金

この制度は、低所得者世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方のいる低所得者世帯または、高齢者世帯で低所得な世帯

内 容

- ①福祉資金
- ②緊急小口資金
- ③教育支援資金
- ④総合支援資金（年金等公的給付受給者は対象外）

窓 口

寝屋川市社会福祉協議会（生活支援課）

TEL 812-2040 FAX 838-0166

- この貸付制度は、民生委員の協力を得て運営されています。制度利用の際には貸付制度により異なりますが、何らかの形で居住地を担当する民生委員が関わりますのでその旨ご理解ください。
- 借入世帯とは別の65歳未満で安定した収入のある『連帯保証人』が原則1名必要です。
- 貸付制度によって、貸付限度額などの諸条件や申込時の必要な添付書類が異なります。他にも申込内容、世帯状況によっても添付書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 貸付制度により異なりますが、申込から審査を経て貸付決定（貸付金の交付）に至るまで一定期間を要しますので、あらかじめご了承ください。（即日貸付する制度はありません。）